

改正後	改正前
１ （略） ２ 引用規格 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。 （略） 精米についての取扱業者等の認証の技術的基準（令和３年１２月７日農林水産省告示第２０７８号） ３ （略） ４ 検査の種類 検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。 a) 最終製品における検査 １) （略） ２) 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、箇条５による。 b) 製造工程における検査 製造工程における検査は、箇条６による。 ５ 最終製品における検査 ５.１ 並み検査 ５.１.１ 抽出の割合 原料玄米及び製造条件が同一と認められる精米の１日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に表１の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる個数（一容器又は一包装の容量が２kgに満たないものにあつては、<u>当該容量が２kg以上となる最小の個数となるように選ぶ。以下同じ。</u>）を抽出する。<u>また、抽出個数は実容器数又は実包装数を超えてはならない。容器又は包装の容量が２kgを超えるものにあつては、それぞれ容器又は包装から２kgを採取する。</u> 表１（略） ５.１.２ 検査に係る格付の基準 ５.１.１によって抽出した試料ごとにJAS 0017に基づいて検査を行い、その結果、JAS 0017に定める品質の基準に適合しないものを不良品とし、その不良品の数が、表２の左欄に掲げる抽出個数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格判定個数以下であるときは、当該検査荷口のことを合格に格付する。 表２（略） ５.２ 並み検査からきつい検査への移行 ５.１によって検査を行った結果、不合格となり、かつ、この検査からさかのぼった連続５回の検査における不良品の総個数が３個以上となったときは、それ以後の検査は、５.４による。	１ （略） ２ 引用規格等 次に掲げる引用規格等は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格等は、その最新版を適用する。 （略） 精米についての取扱業者の認証の技術的基準(令和３年１２月７日農林水産省告示第２０７８号) ３ （略） ４ 検査の種類 検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。 a) 最終製品における検査 １) （略） ２) 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、箇条５<u>に定めるところ</u>による。 b) 製造工程における検査 製造工程における検査は、箇条６<u>に定めるところ</u>による。 ５ 最終製品における検査 ５.１ 並み検査 ５.１.１ 抽出の割合 原料玄米及び製造条件が同一と認められる精米の１日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に表１の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる個数（一容器又は一包装の容量が200gに満たないものにあつては、<u>当該容量が200g以上となる最小の個数となるように選ぶものとする。</u>以下同じ。）を抽出する。 表１（略） ５.１.２ 検査に係る格付の基準 ５.１.１<u>の規定</u>によって抽出した試料ごとにJAS 0017に基づいて検査を行い、その結果、JAS 0017に定める品質の基準に適合しないものを不良品とし、その不良品の数が、表２の左欄に掲げる抽出個数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格判定個数以下であるときは、当該検査荷口のことを合格に格付する。 表２（略） ５.２ 並み検査からきつい検査への移行 ５.１<u>に定めるところ</u>によって検査を行った結果、不合格となり、かつ、この検査からさかのぼった連続５回の検査における不良品の総個数が３個以上となったときは、それ以後の検査は、５.４<u>に定めるところ</u>

5.3 並み検査から緩い検査への移行

5.1 によって検査を行った結果、連続した 10 回の検査において不良品がないときは、それ以後の検査は、5.7 による。

5.4 きつい検査

5.4.1 抽出の割合

原料玄米及び製造条件が同一と認められる精米の 1 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に表 3 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる個数を抽出する。また、抽出個数は実容器数又は実包装数を超えてはならない。容器又は包装の容量が 2 kg を超えるものにあつては、それぞれ容器又は包装から 2 kg を採取する。

表 3 (略)

5.4.2 検査に係る格付の基準

5.4.1 によって抽出した試料ごとに JAS 0017 に基づいて検査を行い、その結果、JAS 0017 に定める品質の基準に適合しないものを不良品とし、その不良品の数が、表 4 の左欄に掲げる抽出個数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格判定個数以下であるときは、当該検査荷口のことを合格に格付する。

表 4 (略)

5.5 きつい検査から並み検査への移行

5.4 によって検査を行った結果、連続して 5 回合格したときは、それ以後の検査は、5.1 による。

5.6 検査の中止

5.4 によって検査を行った結果、累計で 5 回不合格となったときは、それ以後の検査を中止する。検査を再開するときは、5.4 による。

5.7 緩い検査方法

5.7.1 抽出の割合

原料玄米及び製造条件が同一と認められる精米の 30 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に表 5 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる個数を抽出する。また、抽出個数は実容器数又は実包装数を超えてはならない。容器又は包装の容量が 2 kg を超えるものにあつては、それぞれ容器又は包装から 2 kg を採取する。

表 5 (略)

5.7.2 検査に係る格付の基準

5.7.1 によって抽出した試料ごとに JAS 0017 に基づいて検査を行い、その結果、JAS 0017 に定める品質の基準に適合しないものを不良品とし、その不良品の数が、表 6 の左欄に掲げる抽出個数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格判定個数以下であるときは、当該検査荷口のことを合格に格付する。

表 6 (略)

5.8 緩い検査から並み検査への移行

5.7 によって検査を行った結果、不合格となったときは、それ以後の検査は、5.1 による。

6 製造工程における検査

6.1 抽出の割合

原料玄米及び製造条件が同一と認められる原則として 1 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程「精米」についての取扱業者等の認証の技術的基準の 4.2.2 b)

ころによるものとする。

5.3 並み検査から緩い検査への移行

5.1 に定めるところによって検査を行った結果、連続した 10 回の検査において不良品がないときは、それ以後の検査は、5.7 に定めるところによるものとする。

5.4 きつい検査

5.4.1 抽出の割合

原料玄米及び製造条件が同一と認められる精米の 1 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に表 3 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる個数を抽出する。

表 3 (略)

5.4.2 検査に係る格付の基準

5.4.1 の規定によって抽出した試料ごとに JAS 0017 に基づいて検査を行い、その結果、JAS 0017 に定める品質の基準に適合しないものを不良品とし、その不良品の数が、表 4 の左欄に掲げる抽出個数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格判定個数以下であるときは、当該検査荷口のことを合格に格付する。

表 4 (略)

5.5 きつい検査から並み検査への移行

5.4 に定めるところによって検査を行った結果、連続して 5 回合格したときは、それ以後の検査は、5.1 に定めるところによるものとする。

5.6 検査の中止

5.4 により検査を行った結果、累計で 5 回不合格となったときは、それ以後の検査を中止するものとする。検査を再開するときは、5.4 に定めるところによるものから行うものとする。

5.7 緩い検査方法

5.7.1 抽出の割合

原料玄米及び製造条件が同一と認められる精米の 30 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に表 5 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる個数を抽出する。

表 5 (略)

5.7.2 検査に係る格付の基準

5.7.1 の規定によって抽出した試料ごとに JAS 0017 に基づいて検査を行い、その結果、JAS 0017 に定める品質の基準に適合しないものを不良品とし、その不良品の数が、表 6 の左欄に掲げる抽出個数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格判定個数以下であるときは、当該検査荷口のことを合格に格付する。

表 6 (略)

5.8 緩い検査から並み検査への移行

5.7 に定めるところによって検査を行った結果、不合格となったときは、それ以後の検査は、5.1 に定めるところによるものとする。

6 製造工程における検査

6.1 抽出の割合

原料玄米及び製造条件が同一と認められる原則として 1 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程「精米」についての取扱業者の認証の技術的基準の 4.2.2 b)

に規定する内部規程をいう。以下同じ。]による。

6.2 （略）

規定する内部規程をいう。以下同じ。）に定めるところによる。

6.2 （略）